

第10回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和7年1月24日（金）午後1時25分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第10回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明申請書について

議案第3号 南越前町農用地利用集積計画（案）の決定について

<報告事項>

報告第1号 専決処分の承認について

（農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について）

その他

令和6年度農業機械等利用標準料金設定協議会委員について

1月から3月の活動記録の提出のお願い

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1		1	加藤 幹雄
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	井上 典宣	4	
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	初一 剛		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

4番 井上 典宣

6番 堀井 武司

【開会】 午後1時25分	
事務局長	<p>それでは、ただ今から第10回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、加藤委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、4番 井上典宣委員と6番 堀井委員をお願いいたしたいと思います。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	<p>本日の総会に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回農地法第5条の規定による許可申請は1件です。</p> <p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>こちらは昨年の11月の農業委員会総会にて、農用地区域から除外するために行った南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご審議いただきました案件の、転用許可申請であります。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small> 譲渡人は湯尾にお住まいの●●さん、●●さんの2名で、<small>ゆずりうげにん</small> 譲受人は南越前町です。申請地は湯尾●●および●●の2筆、現況はいずれも田で、面積合計3,291㎡です。</p> <p>位置につきましては、資料の1ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。平成30年度に町で宅地造成したところの北側の農地となります。申請農地の北側には田と宅地、東と西側には宅地、南側には田が隣接しております。</p> <p>次に、2ページの配置図および施設図につきましては8区画の宅地分譲と道路の造成を計画しております。</p> <p>次に3ページをおめくりいただきますと、排水系統図です。取水は上水道、汚水処理は、公共下水道を利用し、雨水の処理は、農業用排水路および道路側溝へ放流します。隣接地への土砂流出防止策としては、L型擁壁を設置するとのことです。日照、通風等の影響につきましては、建物、構造物等は南側隣接農地から1.0m離れて建築するとのことです。</p> <p>次に、資料4ページは現地確認の様子です。</p> <p>次に、許可する上での判断について説明いたしますので、資料5ページをご覧ください。まず、資料左側の「農地の区分に応じた許可基準についてですが」、立地基準は概ね300m以内に高速道路のインターチェンジがあることから、赤枠で囲っている(D)の第3種農</p>

	<p>地と判断されます。第3種農地につきましては、原則許可できる、とあります。</p> <p>次に、右側の一般基準の判断についてですが、こちらは先ほどの立地基準に適合する場合であっても、下記のいずれかに該当するときには許可することができないこととなっております。今回の場合は、「(ア) 申請に係る用途に供することが確実に認められない場合」の「⑧「転用目的が土地の造成のみを目的とする場合」」に該当します。しかし、例外として、6 ページから 8 ページにかけて福井県農地関係事務処理要領の一部を抜粋したものを付けました。資料 7 ページをご覧ください。黄色のマーカー部分、「(ク) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものであること」「その理由は」「①宅地分譲のための宅地が造成されたとしても、その宅地が速やかに住宅や工場建設の用に使用される保証がないこと」「ただし」「次に掲げる場合は、この限りでない」とあり、資料 8 ページをご覧くださいと、「d 規則第 38 条に規定する計画（農振法第 8 条第 1 項に規定する市町農業振興地域整備計画等）に従って工場、宅地その他の施設のように供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合」とあり、こちらに該当するため、一般基準においても問題ないと判断いたしました。</p> <p>なお、申請箇所は、合計で 2,000 m²を超えることから、県の意見を聴く案件でございます。2 月に開催される県の常設審議委員会に上程し、その承認後に農振除外が完了次第転用許可という形になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を石山委員さん、お願いします。</p>
石山委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>1 月 14 日に小不動委員、井上重治委員と事務局長、事務局、私の 5 人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>場所は、今庄インターの入り口から 300m ほど西側に位置し、第 1 期分譲住宅の隣となっています。関係者の同意も得られていますし、町の定住人口を増加させるための分譲事業ということで、転用はやむを得ないものと判断いたしました。</p> <p>以上です。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>こありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、採決に移りたいと思いますが、採決に入ります前に、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。今回の案件において、6 番堀井武司委員が該当しております。</p> <p>ここで、堀井委員は一時退室願います。</p> <p>それでは、議案第 1 号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 1 号は決定いたします。</p> <p>それでは堀井委員に、席に戻っていただくよう、お願いします。</p>

【議案第2号 現況証明申請について】	
議長	次に、議案第2号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページをご覧ください。</p> <p>申請人は鯖江市にお住いの●●さんで、申請地は湯尾●●、●●、●●、湯尾●●、●●、八乙女●●で、登記地目は田や畑、現況は雑種地や宅地等の非農地でございます。</p> <p>複数の離れた箇所にございましたので資料の9ページから14ページに位置図と現地確認の様子を交互にお示しいたしました。15ページから20ページまで申請書の写しを付けてございます。</p> <p>まず資料9ページの黄色い枠で囲ってある湯尾●●および湯尾●●についてですが、登記地目は田ですが現況は雑種地となっているとのことで、現地確認の当時は資料10ページのとおり積雪があり十分な確認が出来なかったため、資料18ページに申請者が撮影した写真を付けさせていただきました。また、資料9ページに戻っていただき、赤枠の湯尾●●についてですが、こちらにつきましては、資料17ページをご覧ください。この湯尾●●については、平成5年6月10日付けで住宅及び作業場にするための転用申請を行い、同年8月30日付けで福井県知事より農地法第4条許可証が交付されておりましたが、法務局での地目変更が行われなかったため、今回の申請に合わせて非農地証明をして欲しいと申請を行ったというものです。</p> <p>次に資料11ページをご覧ください。湯尾●●および●●、登記地目はいずれも畑ですが、昭和49年に住宅兼作用場を建築し、昨年9月に解体したとのことです。資料12ページは現地確認の様子です。資料の左下に付けた画像ですが、Googleで確認しますと取り壊される前の建物が確認できました。</p> <p>次に資料13ページ、八乙女●●、登記地目は畑、資料14ページは現地確認の様子です。こちらは長年畑として利用していないとのことです。いずれも、現況に合った地目に変更するための申請です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を井上重治委員さんをお願いします。
井上重委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>1月14日に先ほど同様に5人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>申請地は、写真のとおり積雪により確認できないところもありましたが、湯尾の方はいずれも建物が建っていたことを記憶しておりますし、八乙女に関しましても山林の状態でしたので、現況に見合った地目にするには、問題ないと判断いたします。</p> <p>以上です。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および、堀井委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>一つ質問してよろしいか。過去に転用許可が出ている場合でもこのような申請が必要なのか。</p>
事務局	現況証明のこの手続きは、登記地目を農地以外へ地目変更する場合に当該証明を添付す

	<p>る必要がありますが、昔から現況が農地以外であったり、過去に農地法の許可を受けて転用を行ったものの地目変更登記を行わなかったりした場合など、農業委員会が行政サービスとして行うものです。</p>
議長	<p>分かりました。他に質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認いたします。</p>
【議案第3号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】	
議長	<p>次に、議案第3号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書の3ページ資料は21ページをご覧ください。</p> <p>南越前町長より令和6年12月20日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による南越前町農用地利用集積計画の意見を求められております。</p> <p>資料22ページをご覧ください。利用権設定日は令和7年2月1日です。</p> <p>利用権が設定される計画の農地面積は7,346㎡、貸し手は1名で借り手は1名、筆数は3筆です。</p> <p>23ページは契約に関する詳細な情報になります。計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。</p> <p>令和7年1月29日の公告予定日です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【報告第1号 専決処分の承認について】	
議長	<p>次に、報告第1号「専決処分の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページ、資料は24ページをご覧ください。南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の作成に係る意見決定を求められています。前回の総会にて会議規則を一部改正し、会長の専決処分が出来るようになりましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>資料の25ページをご覧ください。右側の利用権設定・再設定の欄にて3名の借り手の方が中間管理機構との契約を解約し、新たに別の担い手の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日はいずれも令和7年3月31日です。契約期間は変更前の借り</p>

	<p>手と中間管理機構との残りの契約期間を引き継いでおります。26 ページは契約に関する詳細な情報になります。表の左から 3 列目の変更前が解約した借り手の方でその隣の変更後が新たに中間管理機構と契約し農地を耕作される方となっております。次に資料 27 ページには町に対する回答となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、報告第 1 号は承認されました。</p>
【その他 について】	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日は、ご審議ありがとうございました。事務局から 2 点ございます。</p> <p>まず、1 点目は、農業用機械等利用標準料金につきまして、地域の実情に沿って市町が設定することになっており、毎年見直しを行い、標準料金を決めて、農業委員会の承認をいただいてから公表を行っております。令和 7 年度の農作業標準料金を設定するにあたり、標準料金設定協議会を開催したいと考えております。協議会メンバーにつきましては、農業委員等 6 名と越前たけふ農協南部支店の山崎支店長、農業公社の伊藤さんで構成されております。資料 28 ページの「令和 6 年度農業用機械等利用標準料金設定協議会委員名簿(案)」をご覧ください。</p> <p>農業委員会からは、山内会長のさん、副会長の小不動さん、委員の井上昇さん、井上重治さん、借り手代表として朝倉勇二さん、貸し手代表として岡本君男さんをお願いしたいと思います。会議の日程につきましては、2 月中旬から下旬を予定しております。日程調整後に改めて通知させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>2 点目に、農業委員会活動記録の提出についてですが、1 月分から 3 月分までの記録簿や今まで提出漏れの分の全て 3 月開催の農業委員会までに事務局までご提出くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で連絡を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これらのことについて、何か質問はございませんか。</p>
井上典宣委員	<p>上野地区で以前ハスを生産した田んぼだが、止めてからは田が深く機械がはいらないということで、未耕作となっておりどうしたものかと相談があった。</p> <p>土を入れて 1 年ないし 2 年位耕作してみて、上手くいけば中間管理機構を通じた利用権設定をしようと思うが、試行期間も利用権設定の契約を交わす必要があるのか。</p>
議長	<p>農業委員の立場として、利用権設定せずに他人の農地で耕作するわけにはいかない。</p>
事務局長	<p>短期間であれば、農地法第 3 条許可申請の賃借権ないし使用貸借による権利の設定の手続きをお願いしたい。</p>
井上典宣委員	<p>分かりました。日を見て事務局で手続きします。</p>
議長	<p>それでは、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
【次回農業委員会開催日について】	

<p>事務局長</p>	<p>次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、3月25日(火)午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは、次回は3月25日(火)午後1時30分から、この部屋、役場別館第1会議室で開催させていただきたいと思っております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程については、改めて通知をさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、第10回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。</p>
<p>小不動産会長職務代理者</p>	<p>本日はありがとうございました。</p> <p>次回も元気にご参集いただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>【閉会】 午後1時55分</p>	